



第18回 福祉たすけあいフォーラム

日程：令和2年1月19日（日）10：00～16：00
 場所：名古屋市総合社会福祉会館7階研修室
 参加費：1500円（主催団体の会員は1000円）
 主催：（特活）あいち福祉ネット・（特活）なごや福祉ネット
 申込締切り：1月10日（金）まで
 第一部 古都賢一氏 全国社会福祉協議会副会長
 第二部 尾崎守正氏 厚生労働省老健局振興課長
 第三部 江藤真規氏 マザーカレッジ主催
 第四部 パネルトーク 尾崎氏 古都氏 江藤氏
 深谷泰造氏（内閣府エイジレス章受章） 矢澤久子氏
 子育てから高齢者まで、福祉を担う方、必見！
 参加ご希望の方は、一宮まごころまで、ご連絡ください。（0586-73-8707 武保）

1月の定例会

令和 2年 1月 5日（日）
 定例会 9：30～10：00
 意見交換会 10：00～12：00



令和元年・2年 活動予定

12月16日（月）会報発行
 17日（火）介護認定調査員現任研修
 19日（木）児童デイ会議
 地域包括ケア広域連携推進研修会
 21日（土）運営委員会
 27日（金）デイサービス餅つき
 28日（土）児童デイ年内最終日



1月 5日（日）定例会
 6日（月）デイサービス開始
 9日（木）あいち福祉ネット勉強会
 児童デイ事務局会議
 11日（土）サロン食事会
 14日（火）デイサービス会議
 日中連絡会議
 18日（土）サロン多世代交流会
 19日（日）福祉たすけあいフォーラム

R元年度	会員数		市民事業								介護保険			障害福祉サービス							
			有償活動				在宅				訪問介護	通所介護	居宅介護支援	居宅介護	移動支援	放課後等デイサービス					
			回数	時間	回数	回数	回数	回数	回数	回数						回数	回数	回数			
10月	55	35	33	69	68	54	46	0	27	134	62	531	105	46	26	353	12	38	26	199	186
11月	54	33	33	120	69	72	43	0	26	105	60	511	115	45	26	368	13	44	26	198	180

特定非営利活動法人一宮まごころ 放課後デイサービスまごころライト・ライ

〒491-0041 一宮市文京1丁目4-6
 TEL0586-73-8707 Fax 0586-73-8870
 E-mail magokoro@plum.ocn.ne.jp
 ホームページ http://www.npo-magokoro.jp

〒491-0023 一宮市赤見4丁目2-4
 TEL0586-25-2667 Fax 0586-25-2668
 E-mail magokorojidou@plum.ocn.ne.jp

まごころ

令和元年12月15日NO.318号
 特定非営利活動法人
 一宮まごころ

ふれあいサロン 多世代交流会

令和 元年 11月 16日（土）
 午前10時～12時
 一宮まごころ ふじた亭にて

一宮社協の出張サロン事業を活用させていただき、多世代の交流の場を提案いたしました。赤ちゃんも来てくれて、和気あいあいと楽しいひと時でした。

～当日のプログラム～

- ① 認知症理解の紙芝居
- ② 簡単なペーパークラフト
- ③ リズム遊び♪♪



次回は令和2年1月18日（土）午前10時～『防災』をテーマに『お菓子ポシェット作り』を予定しています。みんなで防災を考えましょう。予約は不要です。

放課後デイサービスまごころ ライト・レフトのご利用者様へ 『保護者会のお知らせ』

日時 令和2年2月18日（火）10時30分～12時
 場所 放課後デイサービスまごころライト（2階）
 内容 意見交換

来る年も良い年でありますように・・・



令和元年 歳末

「応急手当」の勉強会

12月1日今年最後の勉強会は応急手当を学びました。

私達はいつ、どこで突然の怪我や病気におそわれるか分かりません。そんな時に、家庭や職場でできる手当のことを「応急手当」といいます。

自宅にある、ラップや買い物袋を利用して手の骨折の手当や、傘や、ネクタイを利用して、足の骨折の手当の方法を学びました。他にも、止血方法ややけどの応急手当を教わり、緊急時にも慌てずやってみようという自信ができました。手当が終わったら、病院へ行きましょう。

体罰の定義

（12月4日の中日新聞より）

「身体に苦痛や不快感を引き起こす行為」と国は体罰の定義を定めました。

- ① 言うことを聞かないので、頬をたたく
 - ② いたずらしたので、長時間正座させる
 - ③ 友達を殴りケガをさせたので、同じように殴る
 - ④ 他人の物を盗んだので、お尻をたたく
 - ⑤ 宿題をしなかったので、夕飯を与えない（子どもを保護したり、第三者に被害を及ぼすような行為を制止したりするための行為は除外）
- ① から⑤のような行為はすべて体罰として扱われます。⑤については類似したケースがありますね、気を付けましょう。（諫山）